

平成 20 年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と同法第22条第1項の規定により、⑤資金不足比率をお知らせします。

この法律では、自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況が悪化した団体に対しては早期に健全化を促すために、自治体の財政の健全性を示す指標である「健全化判断比率」や、公営企業の経営状況を示す指標である「資金不足比率」を算定し、公表することを義務付けており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

斜里町の平成 20 年度の健全化判断比率・資金不足比率は下表のとおり、すべてが早期健全化基準を下回りました。

斜里町の健全化判断比率

(単位：%)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.6	98.2
早期健全化基準	14.75	19.75	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄は「—」と表示してあります。

なお、実質収支は1億9千7万円(3.65%)の黒字、連結実質収支は7億5千万円(13.92%)の黒字です。

※連結実質赤字比率の財政再生基準（財政再生計画を策定する基準）は、3年間の経過措置が設けられており、平成 22 年度決算では 35%、平成 23 年度決算からは 30%となります。

斜里町の会計別資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
水道事業会計	—	
公共下水道事業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がないことから、資金不足比率の欄は「—」を表示してあります。